

家具固定事業の実施について

1 対象者

①次のいずれかに該当する世帯

- 65歳以上の方のみで構成された世帯（令和6年3月31日までに65歳になれる方も含みます）
- 母子家庭（扶養する子が令和5年3月31日時点で20歳未満の場合のみ）
- 65歳以上の方と母子家庭で構成された世帯

②次のいずれかに該当する方が属する世帯

- 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方
 - 要介護3以上の認定を受けている方
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方でその障害等級が1級の方
- ※これまでに市の無料家具固定を受けたことがある世帯は対象外です。

(例)

一世帯の構成	可否	
全員 65 歳以上	○	
65 歳以上の方と 64 歳以下の方	×	(注) 1
全員 64 歳以下	×	(注) 1
65 歳以上の方と母子家庭	○	
64 歳以下の方と母子家庭	×	(注) 1
母子家庭（子供が 20 歳未満）	○	
母子家庭（子供が 20 歳以上）	×	(注) 2
身体障害者手帳又は療育手帳保有者がいる世帯	○	
要介護 3 以上の認定者がいる世帯	○	
精神障害者保健福祉手帳 1 級の保有者がいる世帯	○	
精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級の保有者がいる世帯	×	

(注) 1 現在 64 歳でも令和 6 年 3 月 31 日までに 65 歳になれる方は【○】です。

(注) 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに 20 歳になれる方は【○】です。

2 取り付け費用

無 料 （但し、1世帯につき1回、固定家具は3台まで。）

3 申込期間

令和5年8月1日（火曜日）から令和6年1月31日（水曜日）まで

4 対象者の決定

（1）決定の可否については、通知書を送付します。

5 取付までのスケジュール

- （1）決定後、施工者から事前確認（下見）に伺う日程調整の連絡があります。
- （2）調整した日程でお宅を訪問し、取付場所の下見を実施し、取付日の日程調整を行います。施工者が適当な道具を持っていた場合、同時に家具の固定を実施します。
- （3）下見の時に決定した場所へ金具の取付を行います。専用金具を使用しますので、取付する家具を下見後に変更することはできません。

6 施工者について

- （1）施工者（取付者）は、市が家具固定業務を委託した事業者が派遣します。業務の委託先は、三重県建設労働組合伊勢支部です。
（住所 伊勢市一之木 644 - 3 電話 23 - 5535）
- （2）施工者は、市が発行する身分証明書を携帯して訪問します。

7 その他の要件

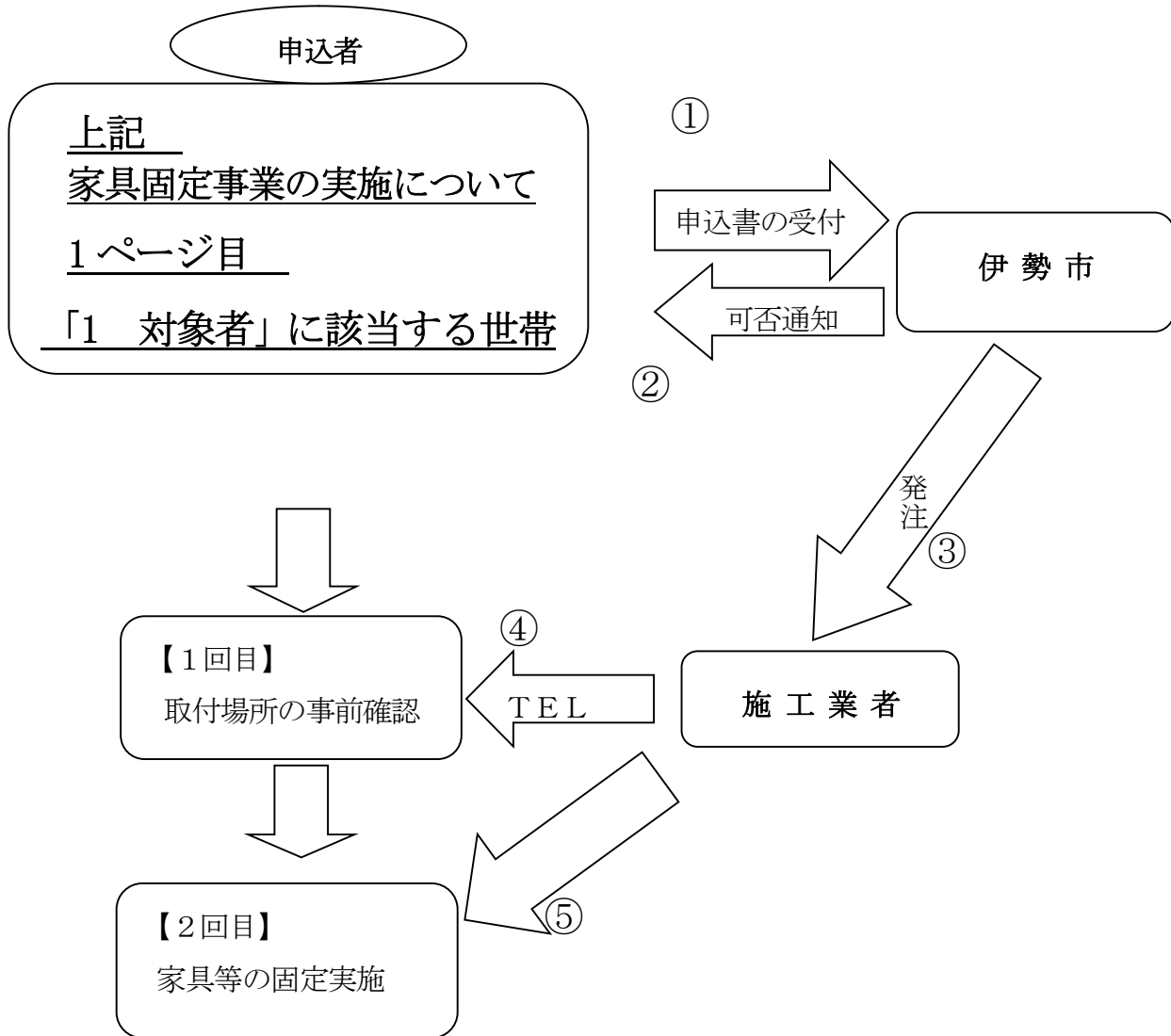
- （1）家具固定の立会いをすることが可能な方（家族でも可）に限ります。
- （2）借家にお住まいの場合は、所有者の方の承諾が必要となります。

8 注意点

- (1) 家具の固定は、地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありません。従って、固定した家具の転倒による被害の損害賠償の責任は負いません。
- (2) 申請者が、家具の固定作業完了の確認したものに対して、その後、市及び施工者は一切責任を負いません。
- (3) 借家・アパートにお住まいの方が申込みをする場合は、借家・アパートの所有者又は管理者の承諾が必要です。ただし、公営住宅にお住まいの方は、公営住宅を管理する部署と協議をして下さい。
- (4) 借家・アパート・公営住宅を退去する場合、金具等の取り外しは自己責任で行ってください。
- (5) 家具固定事業は、1世帯につき1回限りとし、固定することができる家具の数量は、3台までとします。
- (6) 家具の固定方法は、直接家具へ穴を開け金具を取り付けます。

お問い合わせ先 伊勢市役所 危機管理課（電話 21 - 5523）

家具無料固定事業の流れ



① 危機管理課、各総合支所生活福祉課及び各支所で申込み手続きをする。
※申込者自身が申込みに来ることが困難な場合は、別途ご相談下さい。

② 危機管理課で、対象であるか審査をし、可否通知を申込者へ送付する。
※可否通知の送付には、3週間程度かかります。

③ 危機管理課が施工業者へ発注する。

④ 施工業者が申込者へ電話する
※取付場所の事前確認のための打合せ日を決める。

打合せ日 施工業者が現場の下見をし、取付場所を決める

⑤ 施工業者が取付日に金具を取り付ける。

※下見の時点で施工業者が適切な道具を持っていた場合、そのまま家具固定の実施を希望する場合があります。